# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年 5月20日現在

研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2006~2008 課題番号: 18530362

研究課題名(和文) 収益の認識をめぐる概念フレームワークの研究

研究課題名(英文) Study on Conceptual Framework of Revenue Recognition

### 研究代表者

辻山 栄子 (TSUJIYAMA, Eiko) 早稲田大学・商学学術院・教授

研究者番号:50114020

### 研究成果の概要:

本研究では、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)が2002年以来進めてきた収益認識に関する共同プロジェクトにおける、資産負債アプローチに基づく収益の認識モデルの再構築の動きを検討した。その結果、資産負債モデル(正味のポジション)に基づく収益認識は、公正価値モデルとの結び付きのもとでのみ成立しうること、このプロジェクトの成果であるディスカッション・ペーパーにおいて採用されている顧客対価モデルと結びついた資産負債モデルは、重大な論理矛盾を抱えていることを明らかにした。

## 交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2006 年度	1,600,000	0	1,600,000
2007 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008 年度	600,000	180,000	780,000
総計	3,500,000	570,000	4,070,000

研究分野:財務会計

科研費の分科・細目:会計学

キーワード:財務会計の概念フロームワーク、収益認識、資産負債アプローチ、収益費用アプ

ローチ、実現・稼得、包括利益、会計基準のコンバージェンス

## 1.研究開始当初の背景

本研究は、2001年から急速に進んでいる世界的な会計基準のコンバージェンスの流れのなかで、2004年から世界的な規模で再検討が始まっている財務会計における概念フレームワークについて、特に「会計上の収益の認識」の問題に焦点を当てて調査・研究を行うことを目的にしたものである。

研究代表者はこれまで、「会計における利益概念とその測定構造」に一貫して関心をもち研究を進めてきた。研究代表者のこの研究ーマは、財務会計における概念フレームワークと表裏一体の関係にあるため、研究の一位の表別では、サイクのものにあるが、本研究課題ローチのでは、サイクのものにあるが、本研究課題のでは、チームリーチがら資産解しているが、本質を関係では、チームリーがの関係では、チームリーがの関係では、チームリーがの関係では、カームリーがでは、カームリーがでは、カームに、カームリーがでは、カームに、カームに、カームに、カームを表別である。

### 2.研究の目的

### (1) 問題の所在

1990年代末の米国において相次いだIT産業 の収益計上をめぐる不正問題に加え、2001年 に米国の経済界を震撼させた相次ぐ会計不祥 事を契機として、会計上の収益の認識ルール をより厳格化しようという機運が世界的に高 まっていた。この問題に対処するために、米 国財務会計基準審議会(FASB)は2002年5月に 収益認識プロジェクトをスタートさせ、2002 年6月からは国際会計基準審議会(IASB)との 共同プロジェクトの形で作業を進めてきた。 しかしその作業の過程で、このプロジェクト に関する問題の所在の根深さが次第に明らか になった。つまり、会計における収益の認識 および測定の問題は、財務会計の概念フレ-ムワークと密接不可分に結びついており、新 たな収益認識ルールの整備は必然的に財務会 計の概念フレームワークの包括的な見直しを 余儀なくさせるという認識が共有されること になったのである。その結果、FASBとIASBは いわゆる資産負債アプローチに全面的に依拠 して財務諸表の構成要素の定義や認識に関す る概念フレームワークを再構築し、同時に、 収益の認識に関する包括的な原則を導き出す ことを意図してプロジェクトを進めてきた。

一方、日本における現行の制度会計における利益計算は、基本的に収益費用アプローチに依拠していると考えられている。収益費用アプローチを支持する立場は学界においても共通しており、日本においては資産負債ア

プローチに依拠した収益の認識ルールを支持する見解は必ずしも多くない。

## (2) 解明すべき課題

本研究の目的は、資産負債アプローチに基づく収益認識の包括的なモデルとは、どのようなものであり、それは収益費用アプローチに基づく従来モデルとどのような関係にあるのかを明らかにすることである。

さらに収益の認識モデル、そしてそのモデルを導き出す概念フレームワークに関する彼我の違いはどこから生まれているのか、また米国の学界関係者(会計研究者)は FASBの近年の制度改訂の動きをどのように受け止めているのか、という問題を明らかにすることも、本研究のもう一つの課題である。

### 3.研究の方法

# (1) 海外インタビュー調査の実施

科研費研究初年度である 2006 年度は、主として、本研究の主題である会計上の概念フレームワークならびに収益認識に関する国際的な制度改定の動きを主導している IASBのプロジェクト責任者、そして英国の関係各機関(英国金融庁 FSA ならびに英国通産省DTI)に対するインタビュー調査を実施した。また、IASBの業績報告プロジェクトの責任者を務めた英国の研究者(Cambridge 大のRichard Baker 教授)に対するインタビュー調査も実施した。

この調査は、現行実務に深く浸透している 収益認識モデルをドラスティックに変えよ うという現在の世界的な動きの現状と、その 背景を正確に把握することを目的としてい た。併せて、IASBの基準改定の担当者に研究 代表者の見解をインプットすることも目的 にしていた。

なお研究当初の計画では、米国 FASB の現行概念フレームワーク策定当時の議長である D. Kirk 氏へのインタビューを試みる予定であったが、高齢と引退を理由にインタビューには応じてもらえなかった。

# (2) 海外学会・セミナー等における討論

2007 年度には、主として、2006 年度の研究成果を海外に発信する活動を行った。まず、 筆者が2007 年 11 月に公表した論文(後掲の

)の英訳を作成し、インターネットを通じて広く海外の関係者(海外インタビュー対象者、有力アナリスト、基準設定関係者、学界関係者等)に配信した。その結果、この論文に対する海外からの反響を得た。

さらに米国 Carnegie Mellon 大学に赴き、 同 大 学 Tepper School で 開催された Accounting Seminar において、Comprehensive Income Reporting and Japanese Accounting Standards というテーマで報告し、討議した。 また、セミナーの前後に同大の会計部門の研 究者との個別のディスカッシヨンの機会を 与えられ、意見交換した。さらに、Yale 大学 の Shyam Sunder 教授を訪問し、博士課程の 学生を交えて、会計基準の設定をめぐる近年 の動向、市場と会計の関係、会計上の資産評 価と利益の概念、等のテーマで討議を行った。 2008 年度には、IASB と FASB から 2008 年 10 月と 12 月に相次いで公表された収益認識 に関するディスカッション・ペーパーと財務 諸表の表示に関するディスカッション・ペー パーに対してアカデミックな分析を加えた 結果を、日本の証券アナリスト用の冊子にま とめ公表した。

また米国に直接赴き、主として収益認識に関する本研究課題の研究成果に基づき、Massachusetts Institute of Technology のRoss Watts 教授、ならびに Columbia UniversityのStephan Penman 教授との意見交換を行った。併せて、会計基準の国際的なコンバージェンスをめぐって 2008 年度に新たに発生した新しい動きである、国際財務報告基準(IFRS)の国内基準化(アドプション)についても意見交換した。

# (3) IASB/FASB から公表される諸文献に関す るデータベースの構築

本研究期間(2006年4月~2009年3月)は、会計基準の国際的なコンバージェンスが予想を上回る勢いで進んだ時期である。2008年後半には、日本企業に対する IFRS の受け入れ(義務化=アドプション)論も急浮上してきた。そのため、この間に IASB、FASB ならびに ASBJ からは膨大な量のディスカッション・ペーパー、公開草案、そして基準が公表されている。また議論の過程で、多くの基礎資料が公表されている。それらの資料を可能な限りデータベース化した。

### 4. 研究成果

以上のような研究を通じて得た成果は、既に後掲の論文等において公表しているが、その内容を以下(1)に要約する。なお、検討の過程で明らかになったその他の事項については(2)に示す。

# (1) 資産負債モデル(正味のポジション)に 基づく収益認識に関する検討結果 経緯

収益認識プロジェクトは、IASB と FASB が現行の収益認識モデルにおける種々の問題

点を克服するために、2002年以降にスタートしたものであるが、そこには次の2つの暗黙の前提が横たわっていた。それは第1に、資産・負債の変動に関わらせた収益認識モデルを開発すること、そしてそのことによって第2に、解釈の余地を極力なくした包括的な収益認識モデルを新しく開発することが可能になるであろうということである。

この収益認識プロジェクトの成果として 2008 年 12 月に、国際会計基準審議会(IASB) と米国財務報告基準審議会(FASB) から「顧客との契約における収益認識に関する予備的見解」(Discussion Paper, Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers、以下、収益認識 DP)と題する注目すべきディスカッション・ペーパーが公表された。この収益認識 DPは、IASBとFASBが 2001 年以来進めている基準改定作業の根底に横たわる資産負債アプローチの意味、そしてこのアプローチに基づく基準改定の成否を検討するうえで、非常に重要な意味を持っている。

本研究においては、研究期間であった3年の間、主として収益認識プロジェクトの動向を海外調査等を通じてフォローしてきたが、その研究成果を踏まえて、最終的には2008年12月に公表された収益認識DPを詳細にした。特に、IASBとFASBが近年目指地できた「資産負債アプローチ」に基づく基準で表によび、「収益認識モデルの再構築」というのは関係をはいて、収益認識モデルの再構築というに基づく収益認識モデルの再構築というでは、収益認識では、収益認識であります。以前では、そのような結論を導いた論拠を示す。

# 収益認識 DP の特徴

収益認識 DP における提案モデルの主張を整理すると、その要点は次の2つに大別することができる。

それは第1に、収益は顧客との契約による企業の正味のポジション(net position)の増加に基づいて認識されなければならないとされていること、第2に、収益は履行義務の充足時に認識されなければならないとされていること、である。ここで注目すべきは、この2つの提案は、次元の異なる2つの別個の提案であり、両者の間には必然的な結びつきはないということである。本研究で注目しているのは、このうちの第1の点である。

ちなみに今回の提案モデルは、一般に「顧客対価モデル」であるとして総括される傾向

がある。しかし契約時に履行義務を顧客対価によって認識することとされているのは、必ずしも提案モデルの本質的な主張ではない。なぜなら、DPにおいて履行義務の当初測定に顧客対価が用いられているのは、あくまでもこれまでの議論の過程における妥協の産物であり、このプロジェクトのスタッフによる「正味のポジションによる収益認識モデル」と顧客対価モデルとは、本質的には相容れないものである。

#### 正味のポジションの定義

収益認識 DP によれば、収益は、顧客との 契約による企業の正味ポジションの増加に 基づいて認識されなければならない。企業が 顧客と契約を締結すると、その契約による権 利(対価請求権、rights)と履行義務(提供 義務、performance obligation) の結びつき による契約の正味のポジション(net position)が生じる。その正味契約ポジショ ンが契約資産になるのか、契約負債になるの か、あるいはゼロになるのかは、その契約に おいて残された権利と義務の測定値に依存 している。提案モデルでは、契約によって生 じる履行義務を企業が充足することによっ て、契約による権利と義務の差額(正味のポ ジション)である「契約資産」が増加もしく は「契約負債」が減少し、その一期間の差額 が収益として認識されることになる。

つまり正味のポジションは次式のように定式化することができる。

正味のポジション

- = 契約資産(または契約負債)
- = 契約による権利 履行義務

ここで注意を要するのは、正味のポジションを表す「契約資産」や「契約負債」は、顧客との契約により生じた権利や履行義務そのものを表す概念ではなく、その名称からも明らかなように、両者の差額概念を表しているという点である。

#### 3つの収益認識モデルの比較

そこで次に、この正味のポジションによる 収益認識モデルの本質を理解するために、こ のプロジェクトにおいて過去に議論の俎上 に載せられた 3 つの代替案を比較検討した。 このプロジェクトの議論の過程では、履行義 務の測定が公正価値による測定から顧客対 価による測定へと変更されているから、結果 的に提案されてるモデルは、本来の意味での 正味ポジションによる収益認識モデルとは 異なる姿に変容してしまっている。したがっ て、正味のポジションによる収益認識の本来 的な意味を正しく理解するためには、このプロジェクトにおける議論の経過を辿ってみる必要がある。

現在出口価値モデル 顧客対価モデル 実現・稼得過程モデル

このうち、従来モデルである 案は、資産・負債の変動に基づかないモデルとされ、議論の出発点から選択肢から除かれることでは、そしてプロジェクトの初期の段略では、 の現在出口価値モデルが最有力案と目されていた。そこでは、契約資産と契約負債の減少であると定義されを見信に患点が当てられ、収益は契約資産をの権利及び義務は、毎期末に現在出口の権利を受けられた未履行の権利を受ける際に企業に要求すると考えられる見積価額で測定されることとされていた。

-方、DP において提案されている の顧客 対価モデルは、契約資産と契約負債の定義に 関しては の現在出口価値モデルと共通し ている。ただし履行義務は、契約当初から約 定 さ れ た 金 額 ( 顧 客 対 価 、customer consideration amount) によって測定される こととされている。複数要素契約の場合には、 その対価に含まれる商品またはサービスの 個々の販売価格に基づいて識別される個々 の履行義務 (performance obligation) に、 顧客対価が配分されることになる。このモデ ルでは、顧客対価の金額が履行義務に配分さ れるため、当初は履行義務の合計額と権利 (顧客対価)の測定値が等しくなるから、当 初の契約の正味のポジションは通常ゼロに なる。その後、個々の履行義務が遂行される につれて、契約負債の減少や契約資産の増加 が生じることになり、それが収益として認識 される。

2 つのモデルの差異は、言うまでもなく契約開始時の収益認識上の差異である。すなわち、前者では契約開始時でも収益の一部が認識されるが後者では認識されない。また DPでは履行義務の当初認識後の再測定は提案されていないから、その後の収益認識額にも差異が出るが、当初認識時には履行義務を顧客対価で認識するものの、その後は毎期末の出口価値で再測定することにすれば、両者の差異はなくなる。

したがって DP においては今回、顧客対価による履行義務の測定が提案されているものの、この提案の根底には、対価請求権(権利)と履行義務の差額としての正味のポジション(正であれば契約資産、負であれば契約

負債)を収益として認識していくという、従来モデルとは本質的に異なる発想が横たわっている。改めて指摘するまでもなく、そこにおける問題意識は、顧客対価(というグロスの金額)をどのようなタイミングで収益として認識していくのかという、従来型の収益認識における中心的な課題とは明らかに異なるものになっている。

つまり両モデルは、顧客対価で測定するという意味では一見同じように見えるが、両者の間には決定的な違いが横たわっている。というのは、従来型モデルにおいて顧客対価を用いて測定されているのは「収益」そのものであるのに対し、正味のポジションによる収益認識モデルにおいて顧客対価を用いて測定されているのは、履行義務という「負債」なのである。この点を念頭において、3 つのモデルの相互関係をまとめると、下の図のようになる。

3つの収益認識モデルの相互関係

基本思考	モデル	測定
資産・負債モデル	現在出口価値モデル	公正価値
貝座・貝頂モアル	顧客対価モデル	顧客対価の 配分
配分モデル	実現・稼得過程モデル	

# 本研究における結論

DP 自身に示されているように、提案モデルの特徴は、その基本思考においては資産負債アプローチを採用しつつ、測定の側面では顧客対価の配分額を用いている点である。このプロジェクトの当初の目的が、資産負債の変動に基づく収益認識モデルを新たに構築することにあったことに鑑みれば、提案モデルが資産負債アプローチに依拠したものになることは当然のことである。

しかし提案モデルは、履行義務の測定を顧客対価によることとした時点で、実は、資産負債アプローチを自ら放棄してしまう結果ではなっている。なぜなら、公正価値モデルでは資産負債の変動額(測定額)がまず外生的に決まり、その結果として両者の測定差額が出たの認識額となるという意味で、本来のに対し、顧客対価モデルでは、その関係が逆転しているため、本来の意味での資産負債アプローチの要件を欠いているからである。

つまりそこでは、当初の履行義務の測定値として配分された顧客対価が、その後の履行 義務の遂行によって収益として認識されることになり、その結果として資産と負債の認識 額が決まるという意味で、資産と負債の認識と収益の認識の関係が逆転してしまっている。 顧客対価アプローチにおいては、一見すると 負債の変動によって収益が認識されているようにも見えるが、負債の変動を決めているの は履行義務の遂行であり、負債そのものが外 生的に測定されて収益の認識を導いているの ではない。

その意味で顧客対価モデルは、従来モデルである実現・稼得過程モデルにおける収益を履行義務と呼び換え、稼得過程を履行義務の消滅過程と呼び換えたに過ぎない、従来モデルと同型の配分モデルの一類型であるといえる。

### 本研究の貢献と展望

研究者代表者は、2009年3月に渡米し、このような研究成果について、米国会計学界で中心的な役割をはたしているMITのRoss Watts 教授、ならびにColumbia UniversityのStephan Penman 教授と意見交換を行った。その結果、収益認識DPについては多くの場合、前掲の第2の特徴に目を奪われがちであるが、正味のポジションによる収益認識の意味に着目したこのような分析結果は新鮮であり、極めて示唆に富んだものであるという評価を得た。今後は、本研究の成果を翻訳して広く海外に発信する予定である。

- (2) 検討過程で明らかになったその他の事項 IASBとFASBの基準改定作業に対する世界 の実務界の反応を調査した結果、以下の事 実が明らかになった。
- (イ)調査時点における IASB の担当者等の 問題意識とモデル設計の深度は、必ずしも 十分なものではないこと。
- (ロ)英金融庁(FSA)と通産省(DTI)の間では、新しいモデルによる会計基準の改定の動きについて大きな隔たりがあること。また、日本の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」における見解と、英DTIの会計責任者の見解には多くの類似点が存在すること。

海外の学界関係者に対するインタビューを実施した結果、時価会計に対する米国研究者の見解は、日本の学界関係者の多数意見とほぼ類似した見解に立脚しており、現在 IASB ならびに FASB が推進している時価会計、特に負債の時価評価を含む全面時価会計に関する支持者は極めて少数であることが明らかになった。

## 5. 主な発表論文等

# [雑誌論文](計 7 件)

<u>辻山栄子</u>、「正味のポジションに基づく収益認識 その批判的検討」、『企業会計』、 査読無、第62巻第9号、4-13頁、2009年 9月。(2009年5月投稿済、掲載決定済) <u>辻山栄子</u>、「IFRS導入の制度的・理論 的課題」、『企業会計』、査読無、第61巻第 3号、18-28頁、2009年3月。

辻山栄子、「国際会計基準と時価会計」、 『早稲田大学ビジネススクール・レビュー』、査読無、第8巻、85-93頁、2008年8月。

<u>辻山栄子</u>、「収益認識と業績報告」、『企業会計』、査読無、第60巻1号、39-53頁、2008年1月。

<u>辻山栄子</u>、「2 つの包括利益」、『会計・監査 ジャーナル』査読無、第 19 巻 11 号, 30-39 頁、2007 年 11 月。

<u>辻山栄子</u>、「収益の認識をめぐる欧州モデル」、『会計』、第 172 巻 5 号、1-22 頁、2007年 11 月。

<u>辻山栄子</u>、「会計基準のコンバージェンス」、『企業会計』、査読無、第 58 巻 10 号、 4-14 頁、2006 年 10 月。

# [学会発表](計 1 件)

<u>Eiko Tsujiyama</u>, Comprehensive Income Reporting and Japanese Accounting Standards, Carnegie Mellon University Accounting Seminar, March 2008, US Pittsburgh.

#### [図書](計2件)

<u>辻山栄子</u>、『IFRSディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示」および「収益認識」の解説』、日本証券アナリスト協会、1-40 頁、2009 年 3 月。

斎藤静樹編(分担執筆) 第6章 <u>辻山栄</u>子、「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」、135-153 頁、『詳解:討議資料 財務会計の概念フレームワーク(第2版)』所収、中央経済社、1-323 頁、2007年12月。

# 6. 研究組織

# (1)研究代表者

辻山 栄子 (TSUJIYAMA EIKO) 早稲田大学・商学学術院・教授

研究者番号:50114020